

Newsletter

February 2016

受賞
Tier 1
in the Middle East

The Legal 500
2015



中東・アフリカにおける事業支援

中東・アフリカ地域へ進出を検討する日本企業に対し、東京事務所を窓口とした国際的ワンストップショップサービスを提供し、専門性を視野に入れた現地弁護士の人選・紹介から案件全体の品質や費用の統括・管理まで、同地域におけるベーカー&マッケンジーのネットワークを最大限に活用した法的アドバイスを行っています。詳細は[ホームページ](#)をご覧ください。

中東・アフリカ ニュースレターの配信者追加・削除をご希望される方は、[MEA サポートデスク](#)までご連絡ください。

中東・アフリカニュースレター vol. 20

イラン経済制裁解除—米国、欧州連合（EU）など主要国が講じた措置と残されたリスク

2016年1月16日、包括的共同作業計画（JCPOA）に基づく「履行の日」が到来した。この日、国際原子力機関（IAEA）が、イランのJCPOAの合意内容であった核開発制限の履行義務を確認したことを受け、欧州連合、スイス政府および米国政府は、イランに対する経済制裁の一部を解除した。カナダの対イラン経済措置においては解除に至らなかった（その後の変更については下記参照）。対イラン経済制裁解除の国連安全保障理事会決議2231号を受けて、我が国も、同月22日に閣議了解を経て対イラン経済制裁解除を行った。

これらの発表や報道は、一見すると「履行の日」に講じられた措置は、イランにおける「ビジネス取引が解禁された」という印象を与えてしまう可能性がある。実際に、多くのお問い合わせが相次いだ。EUおよびその他欧州各国は、対イラン貿易制限を大幅に軽減したが、米国がイランに対して行っている数多くの経済制裁措置は今だ効力を有する。これらのことから、イランおよびイラン関係者が関与する新規取引を検討中の企業各社は「履行の日」以降も継続するイラン関連取引に対する規制および制限があることを理解した上で、実際の取引の内容に照らし、制裁の対象にならないことを確認し慎重に進めることが肝要である。また、JCPOAの違反があった場合の制裁復活(snapback)の可能性も含めたリスクも考慮する必要がある。

詳細は、弊所 Global Sanctions Group が作成した添付レポートを参照いただきたい。[全文レポート](#)

同レポートでは、「履行の日」に、EU、米国政府およびスイス政府が承認した経済制裁の変更点に関する情報およびカナダの対イラン経済制裁措置の現状(その後の変更については下記参照のこと)について解説すると共に、イランとの取引において引き続き生じ得る重大なコンプライアンスリスクについて概説する。なお、カナダに関しては上記レポートが作成された後の2月5日付で変更決定が行われた。詳細は[こちら](#)

イラン経済制裁に関しては、今後も変更が加えられることが予想され、弊所中東アフリカグループでは引き続き Global Sanctions Group と協働し動向を注視してゆきたい。

本ニュースレターに関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。



伊藤（荒井）三奈
オフ・カウンセル
Tel: 03 6271 9727
mina.arai-ito@bakermckenzie.com



末富 純子
カウンセル
Tel: 03 6271 9741
junko.suetomi@bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジー法律事務所
(外国法共同事業)
〒106-0032
東京都港区六本木 1-9-10
アークヒルズ仙石山森タワー28F
Tel 03 6271 9900
Fax 03 5549 7720
www.bakermckenzie.co.jp

【イラン最新経済情勢セミナーのご報告】

先月、1月25日、日本貿易振興機構（ジェトロ）主催で「[イラン最新経済情勢セミナー～日・米・欧の法務専門家による制裁解除に向けたビジネス環境説明～](#)」（於ホテルオークラ東京）が開催され、弊所からは以下の専門家が登壇し、法律の専門家の見地から、日・米・欧と国連による制裁解除を巡る規制の変化について解説を行った。

進行・解説：伊藤（荒井）三奈
米国：Nicolas Coward, Alison Stafford Powell, Ryan Fayhee
欧州および国連：Ross Denton, Mayuko Roald
日本：末富純子

核関連制裁で制裁解除になるものはあるものの（米国制裁の米国民以外への二次制裁も解除される。）、依然として残る制裁はあり、また事前に承認を得れば可能となる取引もある。また、イランが核に関する合意に違反した場合の制裁復活の可能性もあり、それぞれについての概要及び日本企業に与える影響について解説を行った。

本セミナーで使用した資料は[こちら](#)

また、パネルディスカッションでは、制裁解除を巡る各種論点について議論を深め、対イラン制裁解除により直ちにイランとのビジネスが再開できるのかということに高い関心が集まった。しかしながら、送金取引が開始されるか否かには、金融機関の判断も含めて、時間がかかる可能性もあることが示唆された。